

また、山の斜面で発生した地すべりにより山腹の居住家屋等が家財道具もろとも破壊された住民らについて、長野地方裁判所平成9年6月27日判決（判例時報1621号3ページ）は、地すべり後に一定期間避難生活を送り、その後、新たな場所での居住を開始した原告について、慰謝料として、災害見舞金以外に最高400万円の支払を命じた。同事案は、国賠法2条1項の責任が問題となった事案であって、同法1条が問題となった事案ではないが、特定の地域に居住する多数の住民が、自然災害を契機として、一定期間避難生活を余儀なくされ、災害の結果、もともと居住していた場所での居住が不可能となり、新たな居住地での生活を余儀なくされた点において、帰還困難区域の住民の本件事故後の行動と共通する部分がある。

(2) 中間指針等の内容は被災者の精神的損害を慰謝するものとして十分なものであること

中間指針等では、帰還困難区域の住民が受けた精神的損害の損害額として、前記2の第1期及び第2期分に加え、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（乙C第1号証の3。以下「中間指針第二次追補」という。）で一人600万円、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（乙C第1号証の4。以下「中間指針第四次追補」という。）で一人1000万円を目安とするとされている（ただし、支給調整があり、第3期の始期が平成24年6月の場合の加算額は700万円とされる。）。

このような中間指針等の内容は、前記のような交通事故における後遺障害慰謝料等の裁判例に比しても、個別具体的な事情にかかわらず、一律に

賠償すべき損害の範囲や項目の目安としては十分なものと考えられる。

4 小括

以上によれば、避難指示等対象区域からの避難者については、避難による精神的苦痛について慰謝料を認める余地があるものの、適正な慰謝料額は、個別事情に基づく主張立証がなされない限り、中間指針等で示された金額をもって十分なものであり、少なくとも同金額を大きく上回るものではないというべきである。

第6 自主的避難等対象区域の居住者に係る精神的損害の検討

1 はじめに

自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない地域であり、そのような低線量被ばくによる健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さく、健康影響のリスクが科学的に証明されていないことは、前記第2のとおりである。

そこで、この項（第6）では、そのような低線量被ばくに対する不安感についての賠償の考え方（後記2）を明らかにした上で、自主的避難等対象区域の居住者に係る精神的損害について主張する（後記3及び4）。

2 健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられるような低線量被ばくに対する不安感についての賠償の考え方

(1) 慰謝料の支払が必要な程度の精神的苦痛についての考え方

一般不法行為（民法709条）の適用に当たっては、違法性が要件とされ、権利侵害と行為の不法の相関関係によって違法性を判断するとされている（相関関係説）。

国賠法1条1項も、「違法に他人に損害を加えたとき」として、違法性を要件としているが、公権力の行使は国民の権利に対する侵害を内包することが多く、法の定める一定の要件と手続の下で国民の権利を侵害するこ

とが許容されていることから、権利ないし法益の侵害があることをもって直ちに違法とすることはできない。そのため、国賠法1条1項における違法性と、一般不法行為（民法709条）の適用上考慮される違法性（相関関係説）とを全て同列に論じることはできない。

しかしながら、国賠法1条1項における違法性を判断するに当たっても、被侵害利益の種類・性質、損害の重大性は重要であって、一般不法行為において、受忍限度論が妥当するような軽微な損害については、国賠法においても違法性が認められるべきでないのは当然のことである。本件は、「公権力の行使」に必然的に伴うような内在的な権利侵害が「損害」として問題となっているわけではないが、「公権力の行使」の前後で何らかの事実状態の差が生じ、一般人を基準として「不利益」と評価されるものであるとしても、これが直ちに賠償の対象となる「損害」と評価されるものではない。

(2) 健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられる事象に対する単なる不安感は、直ちに賠償の対象とすべきではないこと

そこで、健康影響のリスクが他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられる事象に対する不安感について検討すると、一般に、生命・身体へ向けられた加害行為による精神的苦痛は、傷病等の身体的被害の結果が大きくなるにつれて増大すると考えられるところ、前記のような不安感によって生じる精神的苦痛は、肉体的な痛みを伴わないことはもとより、健康影響へのリスクが、日常生活上の他の要因によるリスクと同程度ないしそれより小さいと考えられることから、その苦痛の程度も軽微なものといえることができる。

特に、現代社会においては、情報化社会の名の下、様々な情報があふれているが、健康に関連する情報についても同様であって、根拠が薄弱ない

し不明確な情報も少なくない。そうすると、不安感が科学的、合理的根拠に欠けるものであれば、実際に感じる不安感がいかに大きいものであったとしても、それは、単なる主観的な不安にとどまるのであって、直ちに損害賠償の対象となるものではない。

そもそも、誰もが放射線に被ばくしながら日常生活を送っているにもかかわらず、このような被ばくやそのリスクをそれぞれ意識しながら毎日を送っているわけではない。これは、裏を返せば、日常生活上も受けるような被ばくについては、金銭賠償を伴うような場面とはいえないということの意味する。さらに、地域差はあるが、自然の中でも一定の放射線は存在し、比較的高線量の地域も存するものの（丙B第2号証62ないし64ページ）、そのような地域から避難するとか、立ち入らないように意識しながら生活するという事は行われていない。

放射線被ばくと同様に発がんなどのリスクが問題とされている化学物質についてみると、放射線と同様、自然界にも一定の化学物質は存在する上、排気排ガス、食品や化粧品の添加物等、身近に化学物質があふれ、自家用車に乗ることによって排気ガスを産生する等、個人が多かれ少なかれ化学物質の産生に寄与している現代社会において、健康被害やこれに対する有意なリスクを伴わない限り、ある者が何らかの不安を抱くことはあっても、これが賠償の対象になるとは考えられていない。

以上によれば、低線量被ばくの健康影響のリスクは、他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいと考えられる事象に対する不安感が生じたとしても、それは科学的根拠を欠く極めて主観的なものというべきであり、直ちに賠償の対象とされるべきようなものではないというべきである。

(3) 裁判例においても、単なる漠然とした不安感は直ちに賠償の対象とはされていないこと

ア 裁判例は客観的根拠ないし科学的根拠を伴わない主観的利益について

損害賠償責任を認めることに消極的であること

(7) 「平穩生活権」として主観的利益侵害が問題とされるようになったこと

人権意識の高揚に伴い、従来不法行為法上保護されてきた人格的利益とは異なる利益の侵害についても、裁判で争われるようになり、その中で、「平穩生活権」として、様々な主観的利益の侵害が問題となった。「平穩生活権」の内容は多岐にわたるが、公害、生活妨害の分野についてみると、廃棄物処分場の設置や操業の差止めが求められた事案において、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する利益があるとして、これらの権利が将来侵害されるべき事態に置かれた者に差止請求権が生じるなどとした裁判例が現れた（仙台地裁平成4年2月28日決定・判例時報1429号109ページ、熊本地裁平成7年10月31日決定・判例時報1569号101ページ等）。

(4) 裁判例は、生命・身体に対する危険について侵害を認めるには、少なくとも、危険の現実化する客観的な蓋然性を求めていること

しかしながら、一般通常人の感覚を理由に差止請求を認める前記のような考え方は、一般化せず、かえって、水戸地方裁判所土浦支部平成5年6月15日判決（判例時報1467号3ページ）は、研究施設の近隣住民らが、遺伝子組換えDNA実験により、その生命、身体に回復し難い重大な被害を受ける危険性があり、そのため、現在、平穩で安全な生活を営む権利や生命、身体に対する安全性の意識が侵害されているなどとして、不法行為及び人格権侵害に基づき、当該研究施設における、遺伝子組換えDNA実験等の差止めを請求するとともに、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、平穩生活権又は人格権の侵害は、それが客観的に違法といえる程度に重大で、社会生

生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることを要し、その前提である生命、身体への侵害は既に発生しているか、いまだ発生していなければ、これが発生することの客観的な蓋然性がなければならぬとした上で、このような蓋然性が認められない以上、住民らの主張するところは、被害発生への抽象的な可能性であり、これから住民らの意識を媒介にして主観的な不安感が生じ、平穏で安全な生活を営む権利が侵害されていると主張しているものであって、更に利益衡量をするまでもなく、一般に受忍すべき限度を超えた平穏生活権あるいは人格権の侵害とはいえないとして、差止請求を棄却し、住民らの生命、身体に対する安全性の意識の侵害についても、住民らの主観的感情が害されたという以上に法律上保護に値する利益が侵害されたとは認められないとして、損害賠償請求も棄却した。また、東京地方裁判所平成9年4月23日判決（判例時報1651号39ページ）は、厚生大臣の食品の成分規格の規定及び食品添加物の指定により残留農薬基準が緩やかになった結果、身体への安全・健康への不安に脅かされることなく平穏に生活する権利（健康権）が侵害されたとして、国家賠償請求がされた事案において、「人の生命、身体及び健康が法的に保護されるべき利益であることはいうまでもなく、（中略）そのような人格的な利益は、これを健康権という独立の権利ととらえることはできないとしても、不法行為法上も保護されるべき法的利益であることは異論のないところといえよう。」とした上で、「恐怖感とか不安感なるものは、個人の内心の感情であり、その発生、程度等は人により千差万別であるから、単に他人の行為によって不安等を感じたからというだけで、これを全て不法行為法上賠償の対象となる損害とすることが妥当でないことはいうまでもなく、したがって、原告らの主張する不安等が、（中略）単なる主観的な危惧や懸念にとどまらず、近い

将来、現実に生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより、健康等に対する不安に脅かされるという場合には、その不安等の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべきであり、人の内心の静穏な感情を害されない利益を侵害されたものとして、損害賠償の対象となると解するのが相当である。」と判示し、不安感等を理由とした損害賠償を認めるためには、危険の現実化する客観的な蓋然性が必要であって、漠然とした恐怖感や不安感という程度では足りないとしており、これも前記水戸地裁土浦支部の判示と軌を一にするものである。その後、他の裁判例においても、これらと同様の判断がなされている（東京地裁平成13年3月27日判決・判例時報1767号51ページ、その控訴審である東京高裁平成15年9月29日判決・訟務月報51巻5号1154ページ参照）。

このように、裁判例は、生命・身体に対する危険について侵害を認める上で、少なくとも、危険の現実化する客観的な蓋然性を求める傾向にあるといえる。

イ 最高裁判所も、人格権や法的保護に値する利益について客観性を求めていること

事案は異なるが、最高裁判所は、葬儀場の様子が居宅から見えることによって、近隣住民が強いストレスを感じているとしても、これは専ら近隣住民の主観的な不快感にとどまり、社会生活上受忍すべき限度を超えて近隣住民の平穏に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできないとして、葬儀場の営業を行う業者について、目隠しを設置する義務や不法行為責任を否定している（最高裁平成22年6月29日第三小法廷判決・集民234号159ページ）。また、最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決（民集60巻3号948ページ。い

わゆる国立景観訴訟)は、従来主観的利益とされてきた景観利益の侵害に関し、都市の景観が、一定の場合には客観的価値を有するとした上で、かかる良好な景観が有する客観的な価値の侵害に密接な利害関係を有する者が当該良好な景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値するものとした(もつとも、最高裁判所は、このような景観利益の内容は私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて「景観権」という権利性を有するものを認めることはできず、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められ、当該事案においては、景観利益を違法に侵害する行為は認められないとした。)が、ここでも、都市の景観が、飽くまで、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を形作り、豊かな生活環境を構成する場合には客観的価値を有することが、法律上保護に値する利益と判断する根拠となっているものであって、景観について単に主観的な価値を有するにすぎない場合についてまで保護の対象としているものではない。

このように、最高裁判所は、単なる主観的な利益にとどまるものは損害賠償責任の対象とならないことを前提としているとみることができる。

ウ 小括

以上のとおり、最高裁判例や裁判例は、客観的根拠を伴わない主観的利益侵害を認めることに消極的であって、人格権や、法的保護に値する利益への侵害を認めるに当たって客観性を求めており、健康リスクに対する侵害を認めるに当たっては、抽象的な危険では足りず、具体的な危険、すなわち、客観的ないし科学的根拠により被害の生じる蓋然性を求

めているということが出来る。

3 自主的避難等対象区域の住民に係る精神的損害について

(1) 自主的避難等対象区域の住民の感じる不安は、慰謝料の発生を直ちに認める程度の精神的苦痛ではないこと

自主的避難等対象区域の住民について、本件事故前にばく露していた以上の放射線に被ばくしたとしても、このような低線量被ばくによる健康影響は、他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいことからすると、本件事故により自主的避難等対象区域の住民が放射線に被ばくしたことについて不安感を抱き、精神的苦痛を感じたとしても、前記2(2)のとおり、一般不法行為法のみ観点から検討した場合には、それらの住民が受けたであろうと推測される放射線の被ばくによる健康被害のリスクは極めて小さいと評価すべきものであるから、慰謝料の発生を認める程度の精神的損害が直ちに発生するとはいえない。

(2) 自主的避難等対象区域の住民に係る慰謝料を認めるとしても少額にとどまること

ア 自主的避難等対象区域の住民に係る慰謝料の根拠

前記2及び前記(1)のとおり、自主的避難等対象区域における低線量被ばくに対する不安は、その線量を前提とした場合、慰謝料の発生を認める程度の精神的損害を発生させるものではないところ、前記第3の4のとおり、本件事故直後においては、必ずしも十分な情報が提供されていたものではなく、本件原発の状況が不安定であり、将来的な飛散放射線量の予測ができない状況下において、自主的避難等対象区域内の住民が不安や恐怖を感じたであろうことは直ちに否定できず、このような不安や恐怖については、慰謝料が発生すると解する余地がある。

また、その不安や恐怖から免れるために、万一の事態を想定して緊急避難的に避難し、経済的負担をした者につき、かかる不安や恐怖に係る

慰謝料に見合う範囲において賠償することも正当化できる余地はあるといえる。

自主的避難等対象区域の住民や同区域からの避難者について、認める余地がある慰謝料は、原則として、この範囲に限られるというべきである。

イ 適正な慰謝料額について

本件事故直後の不安や恐怖に係る慰謝料の算定に当たっては、本件事故前にはばく露していた以上の放射線に被ばくしたとしても、このような低線量被ばくの健康影響は、他の要因による影響に隠れてしまうほど小さく、自主的避難等対象区域の住民について、客観的にみて、健康被害は生じていないし、肉体的苦痛も受けていないことが考慮されなければならない。また、本件原発の状況が刻々と変化し、情報が不足していた期間は僅かであったことや、一審被告国においても、予防的観点に立ちつつ、当初から一定の情報提供をしていたことなどについても十分に併せ考慮して慰謝料が算定される必要がある。

しかるところ、交通事故損害賠償事件における慰謝料の算定に当たっては、被害者相互間の不公平、不均衡を避けるとともに、同種大量の交通損害賠償事件を効率的に処理する目的で、基準が設けられており、このような基準は、生命・身体に対する損害（人身損害）に対する適正な賠償額として、交通事故以外の不法行為の場合にも重要な意義を有している（齊藤修「慰謝料に関する諸問題」・新現代損害賠償法講座6巻2・26, 227ページ参照）ことに照らせば、慰謝料の算定に当たっては、被害に関わる事情の類似した裁判例を参考にすることができるというべきである。そこで、中間指針等の策定に当たって参照された当時の裁判例のうち、身体的損害を伴わない、騒音・悪臭等に関する裁判例をみると、基地や空港の騒音、道路の騒音や排気ガス等が問題になった裁判例

において認容された慰謝料額は、最も高いもので月額1万8000円であり、下水、産業廃棄物、豚舎の悪臭が問題になった裁判例において認容された慰謝料額は、最も高いもので月額9000円である。

前記第3の4(1)で述べたとおり、一審被告国は、遅くとも平成23年4月22日時点では、モニタリング情報に基づき、放射線量や放射線被ばくの影響に関する情報を適切に提供するに至っており、慰謝料の発生に値する不安や恐怖が存在した期間は1か月強にとどまっている。中間指針第一次追補は、自主的避難等対象区域の滞在者につき、原則として、8万円（本件事故発生当初の時期の損害として）、子供及び妊婦に対しては一人40万円（本件事故発生から平成23年12月末までの損害として）を目安として賠償するという考え方を示しているところ、自主的避難等対象区域内の住民に係る適正な慰謝料額は、特段の事情がない限り、これらの金額を上回ることはないというべきである。

なお、確定判決である、福島地方裁判所いわき支部平成26年9月10日判決（平成25年（ワ）第152号・公刊物未登載，乙C第80号証の1），その控訴審である仙台高等裁判所平成27年1月21日判決（平成26年（ネ）第321号・公刊物未登載，乙C第80号証の2）は、自主的避難をした者に対する精神的損害として、4万円を上回らないとしている。

ウ 避難の相当性が認められる場合について

自主的避難等対象区域からの避難につき相当性が認められる場合には、避難に係る精神的苦痛について慰謝料を認める余地があるものの、前記第3の4(2)ウで述べたとおり、平成23年4月22日以降ないし平成24年1月以降については、原則として、避難継続の相当性が認められない。したがって、慰謝料の対象期間も避難開始時から平成23年4月22日までないし同年12月末までである。

また、自主的避難等対象区域からの避難者は、避難指示や避難の準備の指示を受けたものではないため、避難を余儀なくされているとはいえ、一時帰宅や帰還も可能であったことから、避難指示等対象区域の住民よりも、一定期間内に受ける精神的苦痛が小さいことが十分に考慮されるべきである。前記第5の2のとおり、中間指針等が示した避難指示等対象区域の住民の避難に係る慰謝料の目安である月額10万円は、同区域の住民に対する慰謝料として、個別事情に基づく主張立証がされない限り十分なものであり、そうすると、自主的避難等対象区域内の住民に対する適正な慰謝料額は、上記月額10万円より相当に小さくなるはずである。

そして、前記イのとおり、中間指針第一次追補は、自主的避難等対象区域の滞在者につき、原則として、8万円（本件事故発生当初の時期の損害として）、子供及び妊婦に対しては一人40万円（本件事故発生から平成23年12月末までの損害として）を目安として賠償するという考え方を示しているところ、平成23年4月22日までないし同年12月末までの避難に係る精神的苦痛に関しては、個別事情に基づく主張立証がなされない限りこれをもって十分に慰謝されるというべきであって、前記イとは別途の慰謝料を認めるべきではなく、仮に、避難の相当性がある者につき、更に慰謝料を認めるとしても、高額な慰謝料が認められるべきではない。

(3) 小括

以上のとおり、自主的避難等対象区域の住民についての慰謝料は、仮に認められるとしても、避難に伴う高額な損害の賠償が認められるべきではない。

4 小括

以上によれば、自主的避難等対象区域からの避難について、避難の相当性

が認められる場合には、避難開始時から平成23年4月22日までないし同年12月末までの期間につき、中間指針等が示した目安である月額10万円を相当に下回る金額の精神的損害が認められるにとどまり、それ以外は、特段の事情がない限り、精神的損害は認められないというべきである。

第7 一審原告らの平穩生活権及び人格発達権の侵害の主張について

一審原告らは、本件事故により「避難を余儀なくされた結果、住み慣れた地域での生活を破壊され、慣れない地での生活を強いられ」、「住み慣れた地域とそこにおける人との繋がりを喪失」し、「ふるさとを失い、職を失い、人生設計の変更を迫られ、将来への不安や差別に対する恐怖を抱えながら生活し続けている」（一審原告ら控訴理由書2第2の2・5ページ）とか、「県外に避難することで、自身の故郷または愛着のある場所であり、今後住み続けることを希望していた福島県内から離れ、本来であれば住む必要のなかった場所である避難場所での苦しい生活を強いられている」（同5及び6ページ）などと主張し、これらの主張は、一審原告らの避難が政府の指示等による強制的避難か、自主的避難かの区別にかかわらず、避難により「ふるさと」という社会生活関係を奪われて精神的苦痛を被ったため、これに対して慰謝料が支払われるべきであり、あるいは、慰謝料の算定に当たって斟酌されるべきというものと解される。

しかしながら、自主的避難等対象区域からの避難者については、そもそも避難の相当性がない場合には、避難によって従前の社会生活関係が維持されなくなったとしても、本件事故との間に相当因果関係がない。また、例外的に避難の相当性が認められる場合であっても、自主的避難等対象区域は、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第3の4のとおり、同区域からの避難者は、遅くとも平成24年1月以降の避難継続の相当性がなく、避難元住居に帰還できたのであって、避難先における生活の継

続を選択し、結果として避難元住居における従前の社会生活関係が失われたとしても、それは一審原告らの選択によるものであって、本件事故との間に相当因果関係があるものではない。

また、避難指示等対象区域からの避難者については、以下に述べるとおり、一審原告らが主張する前記精神的損害は、既に中間指針等で示している精神的損害に含まれていると考えられる。

すなわち、中間指針（乙C第1号証の1）は、「本件事故においては、少なくとも避難等対象者の相当数は、その状況に応じて、①避難及びこれに引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされ、あるいは②本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続く対象区域外滞在を長期間余儀なくされたことに伴い、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、あるいは、③屋内退避を余儀なくされたことに伴い、行動の自由の制限等を長期間余儀なくされるなど、避難等による長期間の精神的苦痛を被っており、少なくともこれについては賠償すべき損害と観念することが可能である。したがって、この精神的損害については、合理的な範囲において、賠償すべき損害と認められる。」（同号証19、20ページ）とし、避難等による長期間の精神的損害について包括的に考慮した上で、精神的損害の内容と賠償額の目安等を示している。

そして、中間指針では、第1期における避難等対象者の精神的損害について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失」（同号証21ページ）したことなども挙げられている上、中間指針第二次追補（乙C第1号証の3）では、第3期における避難等対象者の精神的損害の内容として、「帰還困難区域にあっては、長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされたために生じた精神的苦痛が認められ」（同号証5ページ）るとされ、さらに、中間指針第四次追補（乙C第1号証の4）では、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域からの

避難等対象者に対して、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」一括して賠償することとされた（同号証4ないし6ページ）。

以上のことを踏まえると、中間指針等で示されている避難等に係る精神的損害は、避難等対象者が、避難を余儀なくされ、いつ自宅に戻れる分からないという不安な状況に置かれることをも踏まえて策定されたものであり（甲C第5号証52ページ参照）、中間指針第四次追補において賠償の対象となっている精神的苦痛は、一審原告らが「ふるさと」という社会生活関係を失うことによる精神的損害を含むものと考えられる。

中間指針等は、類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目の目安を示したものであり、更に、個別具体的な事情に応じて、示された考え方以外の損害や異なる賠償額が認められることがあり得ることを基本的な考え方としており、上記のとおり、一審原告らが主張する「ふるさと」を失うことによる精神的損害は、中間指針等で示された賠償の対象となっている精神的損害に含まれていると考えられ、個別事情に基づく主張立証がなされない限り、本件事故との間に相当因果関係が認められる損害とはいえない。

以 上